

習志野市児童育成支援拠点事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、習志野市が実施する、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童育成支援拠点事業（以下、「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 本事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 実施主体は、習志野市（以下、「市」という。）とする。ただし、市長が適当と認められた事業者（以下、「事業者」という。）に委託を行うことができるものとする。

(事業の内容)

第4条 課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、(1)から(7)を包括的に実施することとし、本事業を利用する児童の状況に応じて(8)を実施する。(1)から(7)の支援内容は、常時実施しなければならないものではなく、利用児童の状況や希望に応じて、確実に提供できる体制を整備することとする。

- (1) 安全・安心な居場所の提供
- (2) 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）
- (3) 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- (4) 食事の提供
- (5) 課外活動の提供
- (6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関及び市との連携
- (7) 保護者への情報提供、相談支援
- (8) 送迎支援

(事業の実施方法)

第5条 本事業の実施方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 定員

1日あたり概ね15人までとする。

(2) 開所日数

利用者が生活のリズムを作れるよう、学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、週3日以上開所すること。

(3) 開所時間

次に掲げる時間とすること。ただし、必要と認めるときは、開始時間を早める又は閉所時間を延長する変更ができるものとする。

ア 学校の授業の休業日（長期休暇期間）及び土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等

原則午前10時から午後6時まで（変更する場合は、午前中からの開所を条件とし1日につき8時間以上とすること）

イ 学校の授業の休業日以外の日（平日）

学校の授業終了後から原則午後6時まで（変更する場合は、閉所時間の延長とすること）

ウ その他、閉所により週3日の開所ができなくなる場合は、予め市と協議のうえ、市の承認を得るものとする。

(4) 施設・設備

ア 子育て関連施設やその他市が児童の居場所支援を行う場所として適当と認められた場所（賃貸物件の活用を含む。）

イ 本事業を行う場所には、活動の拠点としての機能を備えた、開所時間中に児童が集まることができる専用スペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。専用スペースについては、児童1人当たりの床面積2.47㎡を目安に適切なスペースを確保すること。なお、静養室、学習室、相談室、事務室、調理室（キッチン）、調理設備、浴室・シャワー室、トイレ等の設備を設けることが望ましい。

（支援の対象）

第6条 本事業の支援対象は、ならしのこどもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）で支援を行う児童がいる家庭であって、事業による支援が必要であると認められる次の者とする。

(1) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期の児童及びその保護者

(2) 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、学校以外にも居場所のない主に学齢期の児童及びその保護者

(3) その他、本事業の目的に鑑みて、市が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期の児童及びその保護者

なお、利用が望ましい児童の就学前のきょうだいについても利用が望ましいと認められる場合は同時に受け入れるなど、柔軟に対応することとする。

(職員の配置および要件)

第7条 本事業を行う職員は、支援の実施にあたり、第1号及び第2号の職員を配置し、必要に応じて第3号または第4号の要件を有する職員を配置する。

(1) 管理者

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有する者

(2) 支援員

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができる者

(3) 心理療法担当職員

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有する者

(4) ソーシャルワーク専門職員

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

2 職員のうち1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は第1項第3号に該当する者を置くこと。

3 第1項第1号又は第2号のうち1人以上は常勤職員とし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努める。

4 人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置し、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を配置する。なお、利用児童が5人未満の場合で、職員のうち1人を除いた者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

(職員の業務)

第8条 前条に規定する各職員は次の業務を行う。

(1) 管理者

児童や保護者に対し、第4条に規定する支援等を行うほか、主に施設の管理・運営、支援員の指導・調整、市・学校・放課後児童会・医療機関等との連携、市が実施したアセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う。

(2) 支援員

児童や保護者に対し、第4条に規定する支援等を行う。

(3) 心理療法担当職員

メンタルケア等が必要な利用者に対して、心理的支援を行う。

(4) ソーシャルワーク専門職員

児童及びその家庭を対象にした下記のソーシャルワークの支援等を行う。

ア 学校、ならしのこどもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)等の関係機関における会議への出席等

イ 児童の家庭への訪問を含めた支援

ウ その他、居場所における児童に必要な支援

(職員研修等)

第9条 事業者は、職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努める。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行う。

(関係機関等との連携)

第10条 事業者は、市、関係機関(学校、民生委員・児童委員、ボランティア団体等)、地域住民との必要な連携が図られる体制づくりに努める。また、保護者との信頼関係を構築できるよう努めること。

(利用手続及び決定等)

第11条 本事業を利用しようとする者は、習志野市児童育成支援拠点事業利用申請書兼同意書(第1号様式)を毎年度市長に提出する。

2 市長は、利用の可否等を決定し、当該申請者に習志野市児童育成支援拠点事業利用決定(却下)通知書(第2号様式)により通知する。

3 市長は、第6条に定める要件に該当しなくなった時又は市長が不相当と認めるときは習志野市児童育成支援拠点事業利用取消通知書(第3号様式)により、当該利用を取り消すことができる。

4 その他市長が必要と認める場合は、第1項及び第2項に規定する利用手続を経ることなく、利用決定等を行うことができる。

(利用者負担)

第12条 本事業の利用者負担額は原則徴収しない。やむを得ず徴収が必要な場合は、特に支援を要する家庭に事業を提供する趣旨を踏まえ、用途を明確にし、実費以外は徴収しないなど、必要最低限とする。

(報告)

第13条 事業者は、当該支援を実施した日の属する月の翌月の10日までに、習志野市児童育成支援拠点事業実績報告書(第4号様式)により市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は必要に応じ、利用者の利用状況や様子、支援内容等を市に報告するものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年3月24日から施行する。